

## 第4章 既存の保存・保全の仕組み

### 4-1 集落保存・保全の考え方

文化的景観は景観を構成する様々な要素が有機的に関連し合い、結果、その集落が総体として価値を示しているといえる。重要な構成要素である「集落」を構成する有形の要素は、山や森、農地、河川、道、家屋、操業地などである（図31）が、それらを個々の要素として評価するのではなく、様々なモノの関連性（図32）を読み解く必要がある。また、これらの背景を支える無形の要素にも注視しなければならない。基本的に各土地利用規制などにより現状変更行為はコントロールされるが、どのようにコントロールすべきかは、重要文化的景観として選定された集落の文化的な文脈を理解しておく必要があり、これらについては価値の分析（第2章2-2）で行った手法で把握することが有効であると考えられる。

集落内に分布し、様々な祀りが継続される場所や石造物などの要素、納戸神を有する家屋のほか、象徴的な場所である聖なる山（森）や島、それらへの参詣道など保存・保全すべき対象は多様である。

本章では、現状の土地利用規制の状況を整理し、課題の抽出と今後の方針を示すことを目的とする。

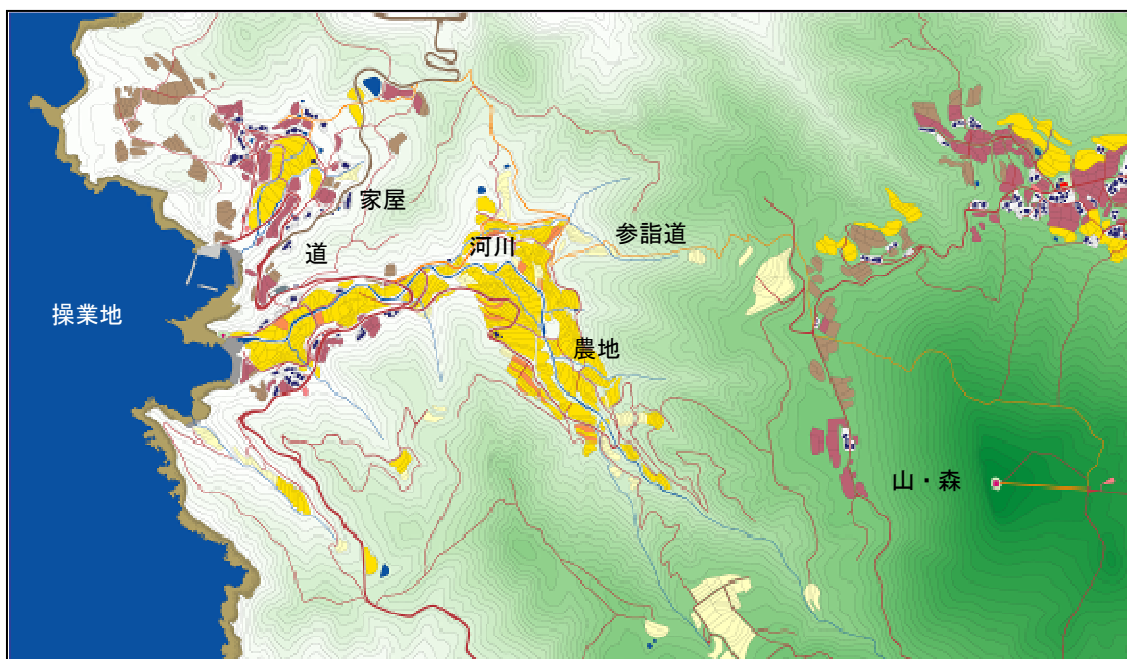


図31 集落を構成する有形の要素（春日集落）

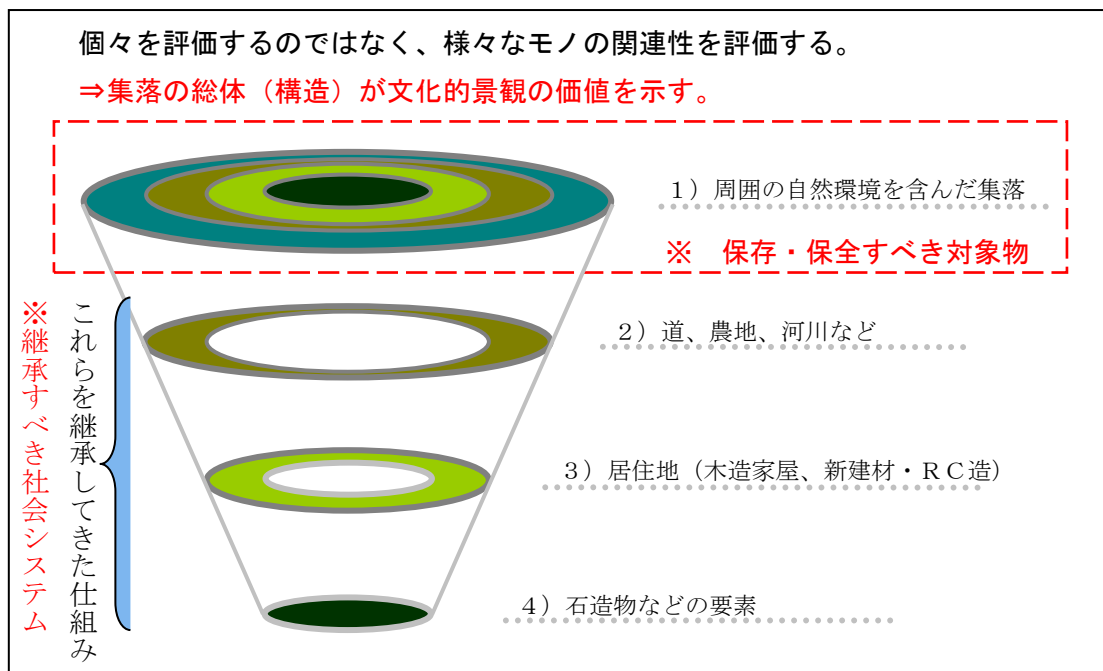


図3 2 集落を構成する要素

#### 4-2 土地利用規制について

##### 4-2-1 既存の土地利用規制の図化

重要文化的景観に選定された地域には、景観法に基づく景観形成の基準が適用されるほか、文化財保護法（重要文化的景観、埋蔵文化財、指定文化財）、自然公園法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律が適用される。

- ①自然公園法に基づく特別地域、普通地域（図3 3）
- ②農業振興地域の整備に関する法律における農用地（図3 4）
- ③森林法における保安林（図3 5）
- ④景観法における重点景観計画区域（図3 6）
- ⑤文化財保護法における重要文化的景観及び周知の埋蔵文化財包蔵地（図3 7）
- ⑥上記①～⑤を重ねた図（図3 8）

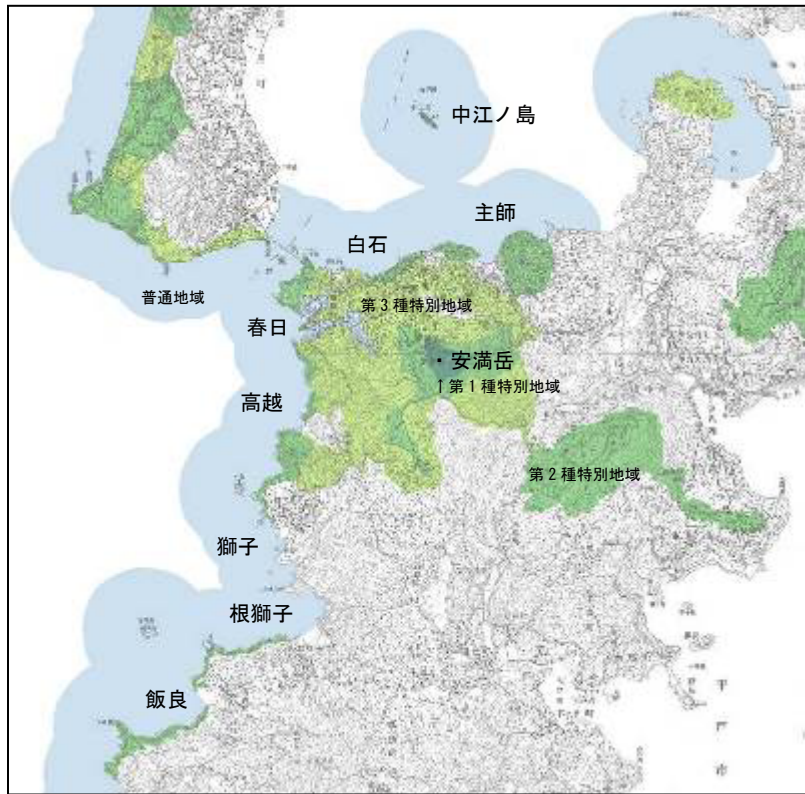


図33 自然公園法に基づく特別地域、普通地域



図34 農業振興地域の整備に関する法律における農用地

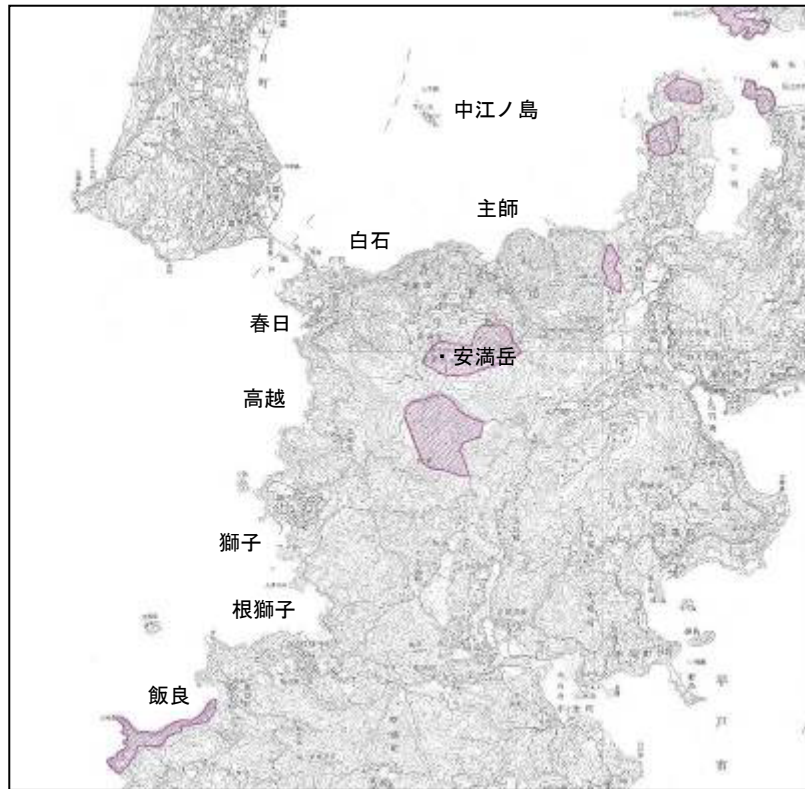


図35 森林法における保安林

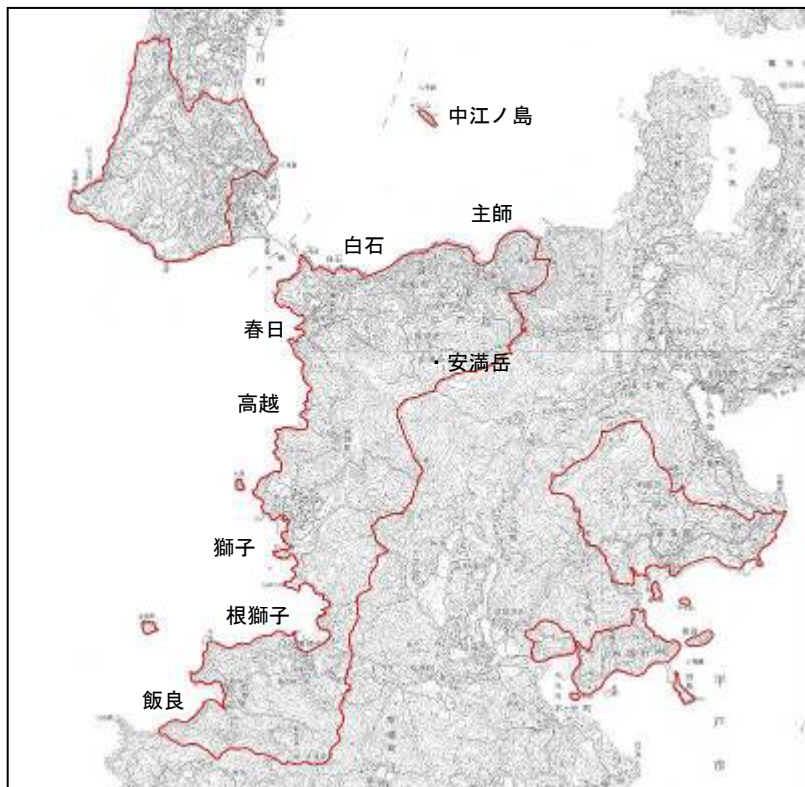


図36 景観法における重点景観計画区域

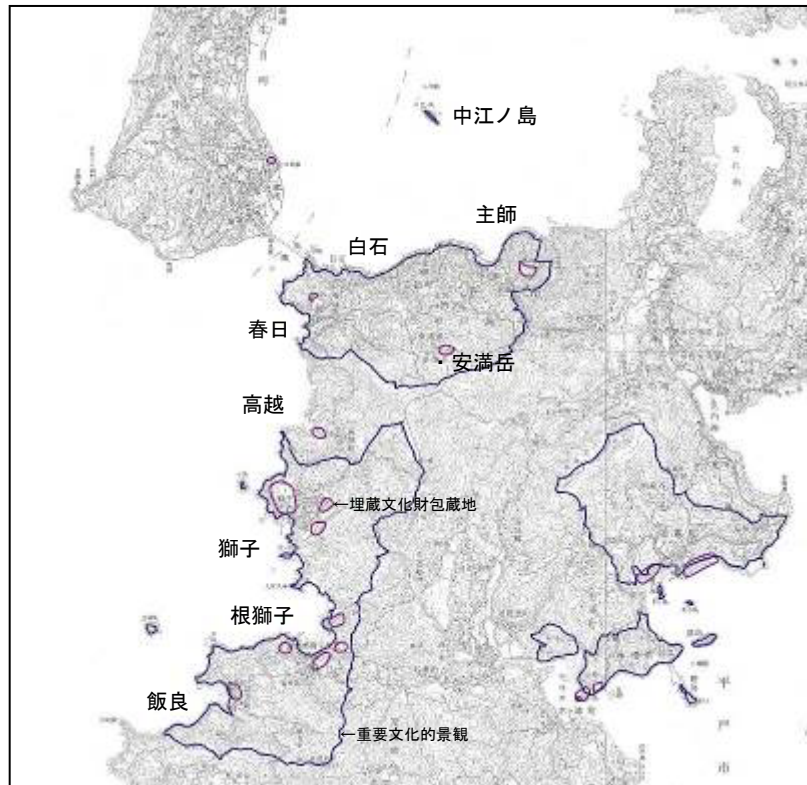


図37 文化財保護法における重要文化的景観及び周知の埋蔵文化財包蔵地

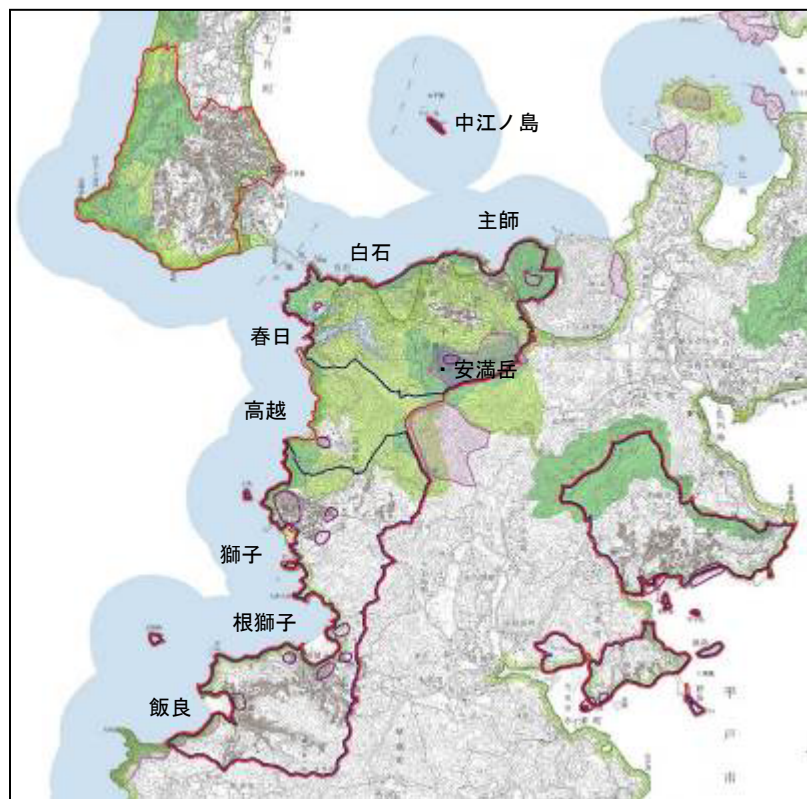


図38 上記①～⑤を重ねた図

4-2-2 土地利用規制一覧

| 根拠法令            | 対象範囲          | 許可・届出等 | 行為規制の内容  | 罰則規定   |
|-----------------|---------------|--------|--|--------|
| 自然公園法<br>(国立公園) | 特別地域          | 許可又は届出 | <p>【許可事項】</p> <p>①工作物を新築し、改築し、又は増築すること、②木竹を伐採すること、③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること、④河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、⑤環境大臣が指定する湖沼又は湿原汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること、⑥広告物等掲出・設置し、又は広告等を工作物等に表示すること、⑦屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること、⑧水面を埋め立て、又は干拓すること、⑨土地の開墾、土地の形状を変更すること、⑩高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること、⑪山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること、⑫屋根、壁面、塀、橋、鉄塔等の色彩を変更すること、⑬湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること、⑭道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬・動力船を使用し、又は航空機を着陸させること、⑮前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</p> <p>【届出事項】</p> <p>木竹の植栽、家畜の放牧</p> | 懲役又は罰金 |
|                 | 普通地域          | 届出     | <p>①その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）、②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること、④水面を埋め立て、又は干拓すること、⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）、⑥土地の形状を変更すること、⑦海底の形状を変更すること（海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）。</p>   | 懲役又は罰金 |
| 景観法             | 生月、平戸西海岸、宝亀地区 | 届出     | <p>①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定</p>   | 罰金     |

|                 |                    |    |   |        |
|-----------------|--------------------|----|---|--------|
|                 |                    |    | める行為、④良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為                            |        |
| 平戸市景観条例         | 重点景観計画区域           | 届出 | ①土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更行為、②木竹の伐採、③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積、④水面の埋立又は干拓行為 | 勧告     |
| 森林法             | 地域森林計画の対象となつている民有林 | 許可 | 1 haを超える開発行為  | 罰金     |
|                 |                    | 届出 | 立木の伐採   | 罰金     |
|                 | 保安林                | 許可 | ①立木の伐採<br>②立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為  | 罰金     |
| 文化財保護法          | 周知の埋蔵文化財包蔵地        | 届出 | 土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘しようとする行為   | —      |
| 文化財保護条例         | 県指定重要文化財           | 許可 | 現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為  | —      |
|                 | 市指定重要文化財           | 許可 | 現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為  | —      |
| 農地法             | 農地                 | 許可 | 農地の権利の移動、農地の転用及び農地転用のための権利の移動   | 懲役又は罰金 |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地                | 許可 | 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為                             | 懲役又は罰金 |

#### 4-3 景観規制について

重点景観計画区域においては、「重点景観計画区域における景観形成の方針」に基づき、以下のような行為の制限を定める。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為</li> <li>② 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為</li> <li>③ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為</li> <li>④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更行為</li> <li>⑤ 木竹の伐採</li> <li>⑥ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積</li> <li>⑦ 水面の埋立て又は干拓行為</li> </ul> |
|---|

上記行為のうち、影響の軽微なものについては、届出対象行為の適用除外（景観法第16条第7項関係）とし、景観計画に定めている。

重要文化的景観の申出予定地区（生月島南部・平戸島西海岸地区、宝亀教会周辺地区）の届出対象行為に対する行為の制限（景観形成基準）は、次の通りとする。

| 行為   | 行為の制限（景観形成基準）   |
|------|---|
| ①建築物 | <p>[位置・高さ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。</li> <li>・ 特に、宝亀教会及び田平天主堂への眺望については十分に配慮する。（宝）</li> <li>・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。</li> <li>・ 高さは原則として13m以下とする。</li> <li>・ 行為地が宝亀教会及び田平天主堂に隣接する場合は、教会とその周辺の景観に大きな影響が生じないように、その位置や周囲からの見え方に十分に配慮する。（宝）</li> </ul> <p>[色彩（屋根）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の屋根の基調色は、焦げ茶色、黒灰色又は暗緑色のうち、周囲の自然景観と調和した色彩とすることを推奨する。</li> <li>・ 基調色として、その他の色彩を用いる場合は、マンセル表色系において、次の通りとし、周囲の自然景観と調和した色彩とする。</li> <li>・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度6以下</li> <li>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度4以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度2以下</li> </ul> <p>[色彩（壁面）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の壁面の基調色は、茶色、ベージュ色、クリーム色又は灰色のうち、周囲の自然と調和した色彩とすることを推奨する（ただし、前記の色彩に近似の色彩の木材、石材等の自然素材を用いる場合は素地色も可とする）。</li> <li>・ 基調色として、その他の色彩を用いる場合は、マンセル表色系において、次の通りとし、周囲の自然景観と調和した色彩とする。</li> <li>・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度6以下</li> <li>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度4以下</li> <li>・ N（黒）系の色相を使用する場合は、明度3～9</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度2以下</li> </ul> <p>[形態・意匠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然景観との調和を図るため、特異な形態の建築物としない。</li> <li>・ 建築物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根とし、陸屋根は用いない。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。</li> </ul> <p>[附帯施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の敷地の境界を囲う場合は、自然石による石垣、生垣とすることを基本とし、ブロック塀またはフェンスを用いる場合であっても、あらかじめ表面に化粧を施した材料を使用したり、修景植栽を併用する等、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・ 壁面施設及び屋上施設（空調室外機、プロパンガスボンベ、アンテナ等の屋外に設ける施設）は、公共空間から目立たない位置に設けるか、建築物本体や周辺景観との調和を保つ。</li> </ul> |



|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・ ライトアップ等を行う場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。</li> </ul> <p>[敷地の緑化措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に樹木がある場合は、できるだけその保全を図る。</li> <li>・ 緑豊かな景観とするため、敷地内はできる限り緑化する。</li> </ul>   |
| ②工作物                      |   |
| 棚田・段畑・牧野                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棚田・段畑の石垣を設置、または、改修する場合は、昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用い、昔より行われてきた同じ積み方で構築する。</li> <li>・ 牧野の石垣を設置、または、改修する場合は、昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用い、昔より行われてきた同じ積み方で構築する。(生)</li> </ul>  |
| 擁壁等のり面保護構造物その他これに類するもの    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 擁壁等を設置する場合は、必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>   |
| 電柱、照明柱、サインポール及びこれらに類するもの  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電柱、照明柱、サインポール及びこれらに類する工作物の色彩は、ダークブラウン（焦げ茶色）を基本とし、マンセル表色系において、概ね次の通りとする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。また、木柱を用いる場合は、素地色も可とする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>色相 10YR 明度 2.0 彩度 1.0 程度</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。</li> <li>・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。</li> </ul> |
| 携帯電話用アンテナ、送電鉄塔及びこれらに類するもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話用アンテナ、送電鉄塔等を設置する場合は、必要最小限の高さとし、周辺景観との調和を図るよう色彩、形態、意匠を工夫する。</li> <li>・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。</li> <li>・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。</li> </ul>  |
| 自動販売機                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動販売機を設置する場合は、木の格子の覆いの使用、周囲の景観に調和した着色、建物の中への取り込みなどにより、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>  |
| その他                       | <p>[位置・高さ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。</li> <li>・ 特に、宝亀教会及び田平天主堂への眺望については十分に配慮する。(宝)</li> <li>・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。</li> <li>・ 周辺の建物よりも突出したものとせず、原則として13m以下とする。</li> </ul> <p>[色彩等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基調となる色彩は、周辺の自然景観との調和を図るため、落ち着いたのあ</li> </ul>  |

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
|                                       | <p>る色とし、マンセル表色系において、次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul>   |
| ③土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眺望点や道路その他の公共の場から望見できないように植栽または塀などで遮蔽措置を講じる。</li> <li>・ 跡地は、速やかに整正するとともに、適切な緑化措置（自然植生の復元、芝や樹木の植栽等）を講じる。</li> </ul>  |
| ④土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削若しくは盛土の量はできるだけ少なくするとともに、法面の整正は原則として土羽によるものとする。</li> <li>・ 法面が生じる場合は、周辺景観との調和に配慮し、適切な緑化措置（芝や低木等）を講じる。</li> <li>・ やむを得ず、擁壁等の構造物を設ける場合には、必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に十分に配慮する。</li> <li>・ 行為地が宝亀教会及び田平天主堂に隣接する場合は、教会とその周辺の景観に大きな影響が生じないように、緑化やその位置の工夫を行うなど、周辺景観との調和に十分に配慮する。（宝）</li> </ul> |
| ⑤木竹の伐採                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。</li> <li>・ 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</li> </ul>   |
| ⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物件を整然と集積または貯蔵する。</li> <li>・ 眺望点や道路その他の公共の場から容易に見えない位置に集積または貯蔵する。</li> <li>・ やむを得ず、眺望点や道路その他の公共の場から見えやすい場所に集積または貯蔵する場合は、敷地の周囲を緑化するなどの遮蔽措置を講じる。</li> </ul>   |
| ⑦水面の埋立て又は干拓                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。</li> </ul>  |

注：記号（生）を付記する項目は「生月島及び平戸西海岸地区」を対象とする。

記号（宝）を付記する項目は「宝亀教会周辺地区」を対象とする。

#### 4-4 文化財保護規制（重要文化的景観）について

##### （1）居住空間

| 景観を構成する要素 | 土地利用等についての考え方   |
|-----------|---|
| 住居        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ、色彩、屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。現在、多くの家屋が木造であり、周囲の景観と一体となった良好な景観を維持しているため、これまで同様に木造家屋が望ましい。</li> <li>・ 伝統的家屋については、文化財としての価値を高めつつ、重</li> </ul> |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>要な構成要素としての特定を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防風石垣や、家屋石塀等の保全に努める。調査報告書において、地域における多様な石積技法が認められており、これらについては、従前の技法で積み直すことが望ましい。</li> <li>良好な景観を有する住居群としての景観保全に努める。</li> </ul> |
| 事業所      | <ul style="list-style-type: none"> <li>高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和に努める。</li> <li>敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。</li> </ul>  |
| 神社、寺、教会堂 | <ul style="list-style-type: none"> <li>構造、材料、色彩等の保存に努める。</li> <li>高さ、色彩、屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。</li> <li>これら信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、文化的景観の核となる施設でもあるため、原則として移設は行わない。</li> </ul>    |
| 公共施設     | <ul style="list-style-type: none"> <li>高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和を図る。また、改修に合わせ、積極的な修景に努める。</li> <li>敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。</li> </ul>  |
| 道路       | <ul style="list-style-type: none"> <li>新設、改良工事については、景観への影響が考えられるため、事業主体は、平戸市景観計画を尊重するとともに、文化的景観の価値が特に高いと認められる地区については、景観への配慮を最大限行うこととする。</li> </ul>  |
| 墓地       | <ul style="list-style-type: none"> <li>墓地様式及び時代性に価値のあるものについては、保存を検討する。</li> </ul>   |
| 集落の石垣景観  | <ul style="list-style-type: none"> <li>集落内に多数分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努める。</li> </ul>  |
| 広場       | <ul style="list-style-type: none"> <li>資材等の投棄場所にならないよう、景観の維持に努める。</li> <li>集落と一体となって良好な景観を形成するよう整備方針を検討する。</li> </ul>   |
| 石造物      | <ul style="list-style-type: none"> <li>場所に意味がある場合が多く、原則として移設を行わない。やむを得ない場合は、近接した場所へ設置することとする。</li> <li>古い時代の石造物も多く、地域の文化を実証する数少ない物証であるため、原則として石材の更新は行わない。</li> </ul>                            |
| 防風林      | <ul style="list-style-type: none"> <li>潮害等を防ぐために発達しているものであり、集落景観の特徴でもあるため保全に努める。</li> </ul>   |
| 集落の緑地    | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林保全に努める。</li> </ul>   |
| 工作物      | <ul style="list-style-type: none"> <li>景観の連続性を阻害しているものについては、修景に努める。</li> </ul>  |

|          |  |
|----------|--|
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>電柱類その他工作物を設置する場合は、設置場所や高さ、色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。</li> </ul>  |
| 屋外広告物    | <ul style="list-style-type: none"> <li>設置は行わないことが望ましい。やむを得ない場合は、高さや色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。</li> <li>交通誘導板、観光案内板等は、必要最小限に留めることとし、案内板が乱立している場所では、撤去を検討する。</li> </ul> |
| 信仰に関する空間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>集落内に点在する殉教遺跡、伝承地等の空間は、周囲の樹木等も含め保存することとし、聖地性（場所性）を損なわないようにする。</li> </ul>   |
| その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>景観協定を締結する等、集落内でのより細やかなルール作りを目指す。</li> </ul>   |

### （2）生業空間

| 景観を構成する要素 | 土地利用等についての考え方   |
|-----------|---|
| 棚田        | <ul style="list-style-type: none"> <li>石垣のある水田、畦畔、用水路等からなる。比較的、耕作放棄地になっている場所が少ないため、現状維持に努める。</li> <li>圃場整備はできるだけ行わず、棚田景観を生かしたまちづくりの可能性を検討する。</li> </ul> |
| 畑地        | <ul style="list-style-type: none"> <li>耕作放棄地になっている場所が多く、農地としての再生の可能性を検討する。</li> </ul>   |
| 牧野        | <ul style="list-style-type: none"> <li>草地は良好に保全されている。牛が逃げないように設置されている牧野を囲む石垣が特徴的であり保全に努める。</li> </ul>   |
| 道路        | <ul style="list-style-type: none"> <li>農地の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備に努める。</li> </ul>  |
| 溜池        | <ul style="list-style-type: none"> <li>営農を継続させるための水利システムの維持を第一に考え、維持管理・補修を行いつつ景観の保全を図る。</li> </ul>  |
| 信仰に関する空間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>野立て等の行事を行っていた場所や、殉教遺跡、伝承地等の空間は、周囲の景観も含め保存することとし、聖地性（場所性）を損なわないようにする。</li> </ul>                                  |

### （3）自然空間

| 景観を構成する要素 | 土地利用等についての考え方  |
|-----------|--|
| 天然林       | <ul style="list-style-type: none"> <li>天然林が残る森林の多くは、自然公園で保全されており、今後も現状維持を行うこととする。</li> </ul>             |
| 二次林       | <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭で薪を使用していた際は、定期的に伐採され、更新されてきた場所であり、シイ・カシ林が多い。森林の適切な維持</li> </ul> |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>管理を行うとともに、現状の植生区分に従った植生の回復も検討する。</p>  |
| 人工造林     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水土保持を重視する森林整備に努める。</li> <li>・ 森林と人との共生を重視する森林整備に努める。</li> <li>・ 資源の循環利用を重視する森林整備に努める。</li> </ul>  |
| 道路       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備を行う。</li> <li>・ 文化的景観区域内においては、高規格林道の設置は原則として行わない。</li> </ul>   |
| 河川       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然護岸、自然石積護岸、自然河床の保全に努める。</li> <li>・ 多様な生態系の維持に努める。</li> <li>・ 公共工事においては、周囲の景観と調和するよう整備を行うこととする。</li> </ul>  |
| 信仰に関する空間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原生的な森林は、聖なる山、聖なる島等として信仰における聖地の核となっていることから、空間の価値を損なわないよう景観の保全を行う。</li> </ul>   |
| その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化的景観区域内に大規模な鉄塔類を設けないことを原則とする。防災等の観点からやむを得ない場合は、周囲の景観に十分配慮を行う。（山稜線を分断しない、主要な眺望ポイントと同一視野に入らない等）</li> <li>・ 風力発電施設については、文化的景観区域には原則として設置しない。<br/>自然公園（西海国立公園）内については、環境省自然環境局が定めた「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（H16. 1. 19）があり、長崎県立自然公園においても長崎県自然環境課定めた「長崎県自然公園内における風力発電施設（風車）の取扱い基準について」（H14. 11. 11）がある。それらの区域に隣接し、周囲の景観と一体となった文化的景観区域でも、同様に考えることとする。（第7章参考資料：風力発電施設についての考え方）</li> </ul> |

#### 4-5 課題の整理と措置

土地利用規制の図化（4-2-1）で分かるように、選定区域は文化財保護法及び景観法により、地域内での現状変更行為についてチェック機能が働くようになっている。また、平戸島西海岸北部地域は、安満岳を中心に自然公園法で広く保護されている状態である。自然景観が優れた場所は、都市計画による規制が及ばない所が多く、自然景観の保存・保全に対する制度として自然公園法は現状で有効に機能している。一方で、平戸島西海岸南部地域や宝亀地区は、文化財保護法及び景観法でのチェック機能は働いているものの、自然公園法の適用範囲ではない。

「長崎の教会群」の構成資産となっている春日集落を中心とした範囲については、先にふれたとおり、景観法や文化財保護法、自然公園法、森林法（保安林）、農振農用地などが重層しており、現状において十分な保護措置が図られているといえる。

今後、家屋などを含め、更に細やかな集落の保存・保全のあり方を検討する場合は、主に景観計画の改訂により対応を行うことが考えられる。例えば、景観地区（準景観地区）の指定や、景観協定<sup>4</sup>などが考えられるが、まずは地域住民へ守りたいもの（例えば石造物などの地域資源）（写真3、4）の普及・啓発を図ることから始め、徐々に取り組みを強化していくことが望ましい。



写真3 伝統的な石積墓



写真4 集落内の小さな石造物

伝統的な石積墓や小さな石造物は、画一的な基準を定めるガイドランでは守れない。その価値を知らせようと地域にその見守りを願うことが、強制力はなくとも結果として格段に守られる場合がある。

<sup>4</sup> 景観協定の有効性については、文化的景観保存計画でも触れており、土地所有者等と十分時間をかけて協議を行い、段階的に協定の範囲を広げていくことが現実的であるとしている。平戸市教育委員会（2009）『平戸島と生月島の文化的景観保存計画』, p.25

### ＜参考 景観協定＞

#### (1) 景観行政団体

景観行政団体が行うことができるのは、以下の行為となる。

- ①景観計画の策定など
- ②景観協議会の設立
- ③景観計画に基づく建築行為等の規制など
- ④         "                                 景観重要建造物の指定など
- ⑤         "                                 景観重要樹木の指定など
- ⑥景観重要建造物・樹木に関する管理協定の締結
- ⑦景観協定の認可など
- ⑧景観整備機構の指定など

#### (2) 個別手法によるコントロール

- ①景観形成基準・・・建築物、工作物などをコントロールする。
- ②景観重要建造物・・・景観上重要な建造物を保全する。
- ③景観重要樹木・・・景観上重要な樹木を保全する。
- ④管理協定・・・②、③を管理する。
- ⑤景観重要公共施設・・・道路、河川などの整備のあり方
- ⑥景観農業振興地域・・・景観に配慮した農林業振興を図る。
- ⑦景観地区・・・集落景観の保全
- ⑧景観協定・・・集落の景観保全のあり方を自主ルールとして定める。
- ⑨景観協議会、景観整備機構・・・NPOなどが景観保全に参加する。

#### (3) 準景観地区

良好な景観形成を目的とし、都市計画区域及び準都市計画区域以外であっても、景観計画が定められている区域において指定することが可能（景観法第74条）

都市計画区域以外でも、農漁村集落など良好な景観が形成されている地区が多いことから設けられたもの。相当数の建築物がある地区で良好な景観が形成されている一定の範囲を市が指定する。このとき、建築物と一体となっている農地は含まれるが、農地や森林、河川、海域を広く含めることは想定されていない。広域景観の保全は、景観計画で定める事項となる。

#### (4) 景観協定

景観計画区域内の一定の土地に対し、土地所有者及び借地権者全員の合意により景観協定を締結することができる。（景観法第81条）

住民自らが地域の実情に合わせた取り決めを行い、それを景観行政団体が認可する。建築物、工作物、緑地、屋外広告物、農地、ソフト事業など幅広い事項を定めることができる。

「一定の土地」としているが、数宅地程度の小さな区域で運用することも可能（運用指針）であり、また、一人協定の設定も可能である。（景観法第90条）

①協定では以下から必要に応じて定めることができる。(景観法第81条)

- イ 建築物の形態意匠に関する基準
- ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠などに関する基準
- ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
- ト その他良好な景観の形成に関する事項

②効力の継承

・景観法における景観協定は、土地の所有権を継承した場合も協定の効力を有することになる。(景観法第86条)

※景観協定は自主協定であるが、行政や専門家、関係機関などとの協力体制は欠かせないものである。こうした地域における景観保全の取り組みを支援するメニューの策定も視野にいれるべきである。

#### 参考文献

- 1) 長崎県(2009)『長崎県世界遺産構成資産等基礎調査地域・地区調査報告書 平戸地域』
- 2) 平戸市(2010)『平戸市景観計画』
- 3) 平戸市教育委員会(2010)『平戸島と生月島の文化的景観保存計画』